

森林所有者の氏名その他の固定資産税情報の内部利用を可能とすることにより、森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に寄与

～森林所有者に関する固定資産税情報の市町村内部利用を可能とする見直し～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」、管理番号「49.64」で検索!

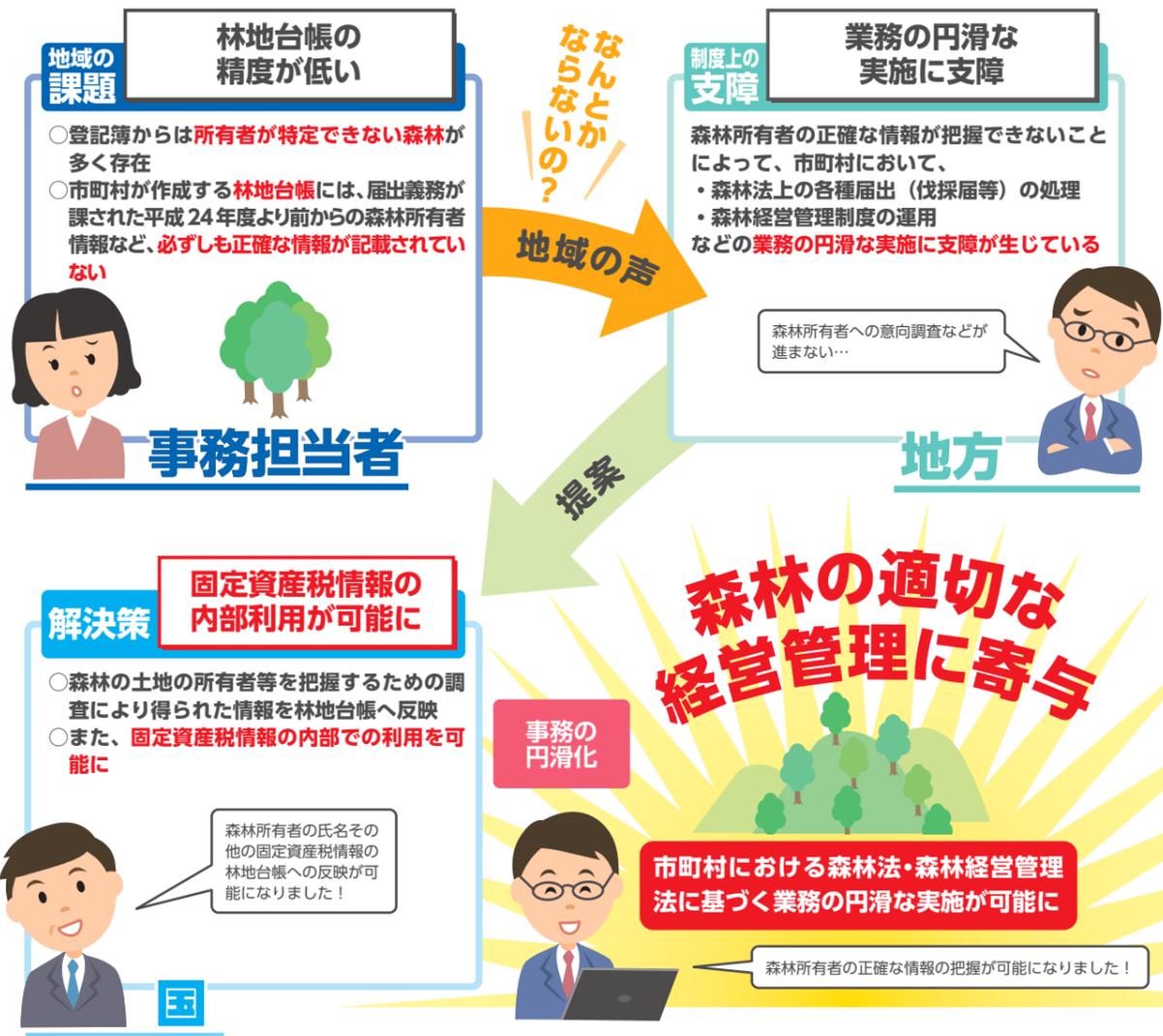
二次元コードからもアクセスできます



ポイント

市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとされた。これを受け、平成23年度以前に森林所有者となった者に関する固定資産税情報についても市町村内部での利用が可能となり、市町村における森林法・森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施が可能に。

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)による森林法の改正)
(通知 固定資産税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(令和2年6月15日 2林整計第212号)等)



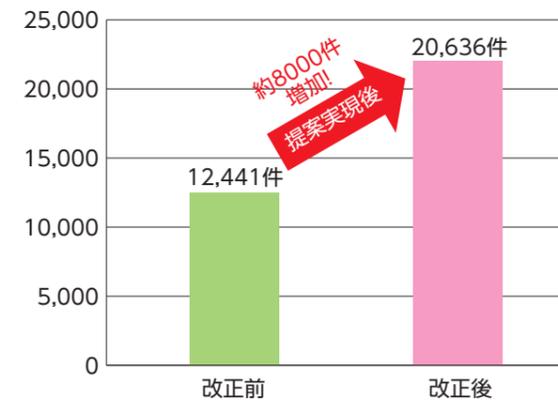
固定資産課税台帳の情報が活用できるようになったことで森林の適切な管理・経営が可能に



取組の概要

- 森林組合や林業事業者等の森林整備の担い手が活用することを目的に、平成31年4月から林地台帳の運用が開始されている。また、この台帳は経営管理が行われていない森林所有者に対して、市町村に経営管理の委託の意向を確認する調査にも活用される予定であった。
- しかし、登記簿上の所有者と現在の所有者が異なるなど、林地台帳の精度が低く活用の幅が限られてしまうことや、現在の所有者の再探索にかかる事務負担など多くの懸念があった。
- 平成24年4月以降に森林所有者となった者の税情報は、市町村林務部局への届出義務があるため秘密にあらず、税務部局が作成する固定資産課税台帳の情報を内部利用できるとされてきた。
- しかし、内部利用できるのが平成24年4月以降に新たに森林所有者となった者のみに限定されており、それより前に森林所有者となった者は固定資産課税台帳の情報を内部利用できず、伐採及び伐採後の造林届出書等の受理が遅延したり、受理自体ができない事態が発生していた。
- そこで、平成24年4月よりも前に森林所有者となった者についても、固定資産課税台帳の情報を内部利用できるようにすることを提案。

取組の成果



登記簿と異なる固定資産課税台帳上の所有者情報の提供数

- 制度改正により、課税部局から固定資産課税台帳に記載された森林所有者情報の提供を受けることが可能となり、登記簿と異なる固定資産課税台帳上の所有者情報約8,000件の提供を受け、林地台帳の精度が大きく向上した。
- これにより、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査等を円滑に行うことが可能となり、森林の集約化や地域材を利用する産業の活性化等の、今後の森林経営管理に大きな効果が期待される。

今まで分からなかった森林所有者情報を特定できるようになりました!

関係者の声

福井市 農林水産部
林業水産課
副主幹 反保 秀一氏
副主幹 小林 靖和氏
副主幹 漆崎 摩子望氏



この制度改正によって、森林所有者を正確に把握することが可能となり、森林所有者の情報などを整備する林地台帳の精度が大きく向上しました。

森林所有者の情報を正確に把握できたことにより、これまで不動産登記簿を閲覧して行っていた森林所有者の探索作業が不要となり、市町村職員の作業時間の大幅な短縮につながりました。

また、林業事業者が森林整備を進めるために所有者を特定する作業にも林地台帳が活用されていることから、林地台帳の精度向上は市町村職員の業務効率化だけでなく、林業事業者の負担軽減にもつながるものとなりました。

長年の課題であった投票管理者等の選任要件の緩和を提案 兵庫県知事選挙、衆議院議員総選挙等において法改正効果を実感!



- 播磨町では、投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任していたが、近年、町外に居住する職員が増加したことなどにより、選任に苦慮していた。
- 投票立会人については、各投票区の選挙人名簿の登録者に広く公募していたが、一部の投票区で応募が集中するため選任できない方が発生する一方で、応募が少なく定員に満たない投票区もあり、このような投票区には改めて自治会に推薦をお願いするなど大きな事務負担となっていた。
- これらの事務負担を何とかできないかと平成29年度に兵庫県町村会及び兵庫県へ相談したことをきっかけに、制度改正の提案を行った。

選任事務が軽減され、他の選挙準備に時間を割くことができました!

関係者の声
播磨町選挙管理委員会 事務局書記次長 安立 圭一 氏



制度改正後初めての選挙となった令和元年7月参議院議員通常選挙では、早速、3人の投票立会人が制度改正の恩恵を受け、全ての投票立会人が公募により確保できました（その後も全ての選挙で公募により確保できています。）。

制度改正直前に執行された町議会議員選挙（平成31年4月）では、投票立会人が定員に満たなかった投票区が全13投票区中で5投票区もあったことからすると、選挙管理委員会事務局及び推薦をお願いしていた自治会の負担も減り、選任事務も約1か月短縮されました。特に令和3年10月衆議院議員総選挙では、非常に短い選挙準備期間でしたが、選任事務が軽減されたことにより、他の選挙準備に時間を割くことができました。

令和4年度は、制度改正後初めての町政選挙（町長選挙）が予定されていますが、投票立会人の選任とともに長年の課題となっていた投票管理者の選任についても、円滑に行うことができる見通しが立ち、これらの提案を行いとてもよかったと感じています。

今回の取組を通じて、地方分権改革・提案募集方式は、現場の声を制度に反映させることができる仕組みであると実感しました。特に兵庫県選挙管理委員会様をはじめ、多くの選挙管理委員会様のご賛同もいただけたことが良かったのではないかと思います。

- <R1.5以降の選挙実績>
- R1.7 参議院議員通常選挙
 - R3.7 兵庫県知事選挙
 - R3.10 衆議院議員総選挙
 - R4.6 播磨町長選挙(予定)



主提案団体の播磨町選挙管理委員会の皆さま

大都市圏の投票所の数が多い地域においても、 選挙管理事務の負担が大幅に軽減!



- 川口市では、投票管理者及び職務代理人については、その職務の特性上、豊富な投票事務の経験を要することから、投票事務に従事した経験のある者の中から選任している。そのため、将来的には投票管理者及び職務代理人に選任することができるよう、投票事務従事者全員について、資格要件を満たすことを求めている。
- 投票立会人は380名の人員確保が必要で、投票区ごとに町会・自治会に推薦いただいております。町会・自治会にとっても選任事務は負担となっていました。

川口市における投票管理人等の必要人数

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 投票管理者 同職務代理人 | 190名 (2名×95投票所) |
| 投票立会人 | 380名 (2名体制×2交代× 95投票所) |



**令和3年10月衆議院選挙において、
投票管理者等190名中32名を市外居住者から選任しました!**

関係者の声
川口市選挙管理委員会 事務局選挙係長 木村 誠 氏



川口市は投票所の数も多く、選挙のたびに、投票管理者及び投票立会人を確保することは大きな負担となっていたため、選任要件の緩和は非常にありがたかったです。

選任要件の緩和により、市外へ転出した職員でも引き続き投票事務に従事できるようになり、投票所運営の継続性に貢献しました。

川口市では、法律改正後、令和元年7月参議院議員通常選挙等の4回の選挙を行っております。令和3年10月衆議院議員総選挙においては、投票管理者等190名中32名を市外居住者から選任しました。

また、投票立会人を町会・自治会から推薦していただく際に、投票区を気にしなくてよくなり、町会・自治会長の負担が軽減しました。

令和4年2月には、川口市長選挙が予定されており、選任要件の緩和の効果は非常に大きいと感じています。

- <R1.5以降の選挙実績>
- R1.7 参議院議員通常選挙
 - R1.8 埼玉県知事選
 - R1.10 参議院議員補欠選挙
 - R3.10 衆議院議員総選挙
 - R4.2 川口市長選挙



川口市内の投票所における投票風景

公害審査委員候補者の 委嘱期間の条例委任により、 事務負担を軽減

～公害審査委員候補者の委嘱期間を都道府県が条例で定めることを可能に～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「1年」、管理番号「55」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



ポイント

公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能とすることにより、都道府県事務負担の軽減を実現

(法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和2年法律第41号)による公害紛争処理法の一部改正)



地域の実情に応じた、 公害紛争処理制度の運用を可能に



取組の概要

- 公害審査委員候補者の委嘱期間は、毎年と定められているが、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、13名中12名の候補者が再任されている状況(提案団体(山梨県)の令和元年の委嘱状況)だった。
- 一方で、職員の人手不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し事務負担となっていたことから、地方の実情に応じた公害紛争処理制度の運用が可能となるよう提案を行った。
- その結果、公害紛争処理法の改正を含む第10次地方分権一括法が提出され、令和2年6月3日に成立。一部改正された公害紛争処理法が、令和2年6月10日に施行された。

取組の成果

- 提案の実現を受け、都道府県事務負担が軽減され、事務処理の効率化、地域の実情にあった形での裁量の拡大につながった。

事務の効率化、職員の負担軽減に繋がり、 他の業務に費やせる時間が確保できました!

関係者の声

山梨県環境・エネルギー部
大気水質保全課
主任
本田 紘一 氏



公害紛争処理法の一部改正を受け、山梨県知事より、令和2年10月16日付で公害審査委員候補者の委嘱期間を3年とする条例が公布されました。

令和3年3月に、条例公布後の初の公害審査委員候補者の委嘱を行いました。各委員候補とも、3年間の任期でご承諾いただきましたので、今後、同業務にかけていた年間42時間の業務が3年間簡素化され、職員の負担軽減に繋がる見込みです。



山梨県議会議事堂



業務に取組む本田主任